

新しい農業委員会委員が決まりました

任期満了と法改正に伴い、新しく農業委員14名と農地利用最適化推進委員8名の方が決まりましたのでお知らせします。

任期：平成30年7月20日～平成33年7月19日 ※地区順に掲載しています。

役 職	氏名(敬称略)	担当地区
農業委員	穴田 栄一	宇野
農業委員 職務代理者	向本 忠久	垂水
農業委員	矢岡 望	吉岡、中村
農業委員	松下 隆光	矢方、尻高
農業委員	小森 秀樹	緒方、成恒
農業委員	広崎 倫孝	大ノ瀬、ハッ並
農業委員	保元 保男	安雲
農業委員	大石 敏秋	西友枝
農業委員	奥野 和浩	土佐井
農業委員	横山 健一	東上、東下
農業委員	近砂 熊雄	原井
農業委員	薬丸 忠夫	上唐原(南区)、百留
農業委員	上永 富雄	上唐原(北区)
農業委員 会長	宮本 健一	下唐原
農地利用最適化推進委員	坪根 和男	南吉富地域
農地利用最適化推進委員	小川 清志	西吉富地域
農地利用最適化推進委員	南 雄志朗	西吉富地域
農地利用最適化推進委員	磯田 三好	友枝地域
農地利用最適化推進委員	奥 雅樹	友枝地域
農地利用最適化推進委員	原田 正朝	友枝地域
農地利用最適化推進委員	東 一義	唐原地域
農地利用最適化推進委員	山本 直子	唐原地域

●問い合わせ先 農業委員会事務局(産業振興課内) TEL 72-3151(内線184)

農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します

～遊休農地解消に向けて～

農業委員会では毎年、耕作されていない遊休農地の解消を図るため、農地の利用状況調査を実施しています。把握した遊休農地については、所有者の方などに農地の適正な管理をしていただくようお願いしていきます。

■調査の期間 8月下旬

■調査の方法

農業委員と農地利用最適化推進委員が担当地区を見回り、耕作されていない農地の調査を行います。

※皆さんの農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますが、ご理解とご協力をお願いします。



全国一斉 子どものための養育費相談会

全国の司法書士が養育費に関する相談を電話で受けつけています。

適正な養育費を受給できていない、養育費の取り決めを行っていないなどご相談ください。

■日 時 9月8日(土)10:00～16:00

■相談方法 無料電話相談

■電話番号 0120-567-301(フリーダイヤル)

■主 催 福岡県司法書士会・福岡県青年司法書士協議会

●問い合わせ先

福岡県司法書士会事務局

TEL 092-722-4131

上毛町戦没者追悼式

先の大戦における本町出身の戦没者を追悼し、ご遺族の心情を慰めるとともに世界の恒久平和を祈念するため、平成30年度上毛町戦没者追悼式を実施します。

■日 時 8月15日(水)10:00から

■場 所 げんきの杜 多目的ホール

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)

特定外来生物ツマアカスズメバチにご注意を

ツマアカスズメバチは、体長約2cm、全体的に黒っぽく、腹部がオレンジ色、脚先が黄色で、在来のスズメバチよりも大きな巣を、樹木や屋根など高い位置に作ります。

人への影響については、在来スズメバチ以上の影響はないとされていますが、ミツバチの巣外で待ち構えて働きバチを捕食するというような行動が観察されており、養蜂を営まれている方は特に注意が必要です。町ではスズメバチの巣を駆除する方に対し、補助金を交付しています。スズメバチによる被害でお困りの方はぜひご利用ください(詳しくは広報7月号をご覧ください)。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

セアカゴケグモにご注意を

セアカゴケグモは、熱帯から亜熱帯地方などに分布する毒グモで、捕まえたり、巣に触れたりすると咬まれることがありますので、絶対に素手で触らないでください。野外で作業する場合は長袖、長ズボン、手袋などを着用してください。

■特 徴

オス/体長0.4～0.5cm、腹部の背面が灰白色

メス/体長0.7～1cm、全体が光沢のある黒色、腹部の背面に目立った赤色の縦条がある。

■生息場所

日当たりの良い暖かい場所で、側溝の裏、人工物の隙間などに営巣します。

■駆除方法

市販の殺虫剤で駆除できます(雑誌などで叩き潰してもよい)。

■咬まれたときの対処法

温水や石けん水で傷口を洗い、速やかに医療機関で受診してください。

咬まれたときは針で刺されたような痛みを感じ、やがて周りが腫れて赤くなります。

悪化すると痛み、発汗、発熱、発疹など現れることがあります。

詳しくは、福岡県庁ホームページにも掲載しています。「福岡県 セアカゴケグモ」で検索ください。



飲酒運転撲滅週間のお知らせ

8月25日から31日までは
飲酒運転撲滅習慣です

飲酒運転は重大な犯罪であり、「罰金や懲役」、「運転免許の取消」、「会社の解雇」など、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。

また、飲酒運転事故は、被害者、加害者、そして両方の家族の生活を大きく変えてしまいます。

自分自身はもちろん、周りの方が飲酒運転をしないよう、お互いに呼びかけ合いましょう。

「飲酒運転は、絶対しない！させない！許さない！そして、見逃さない！」みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。

●問い合わせ先

交通事故をなくす福岡県県民運動本部

TEL 092-643-3167



(株)豊前清掃社よりお盆期間中のし尿等汲み取り業務日程について

8月11日(土) 午前中のみ業務(7:30～12:00のみ)

8月12日(日)・13日(月)・14日(火) 盆休み

※連休前は大変混雑いたしますので、できるだけ早めの申込みをお願いします。盆前の受付は7日(火)までとさせていただきます。また、休み中は留守番電話にて対応します。緊急時はこちらへご連絡ください。

●申し込み・問い合わせ先

(株)豊前清掃社 TEL 83-2634 FAX 82-3749

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください

家庭のごみを、町の委託や許可を受けずに回収することは、違法行為です。無許可の回収業者を利用することは、不法投棄や不適正処理、不適正管理による環境汚染や火災事故などにつながります。

また、無許可の回収業者から高額な処理料金を請求された事例なども発生しています。

さらに、無許可の回収業者が不法投棄を行った場合、回収業者はもちろんのこと、回収を依頼した方にも罰則(5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、または併科)が課せられます。

廃家電や粗大ごみなど、家庭でのごみの処分については、役場住民課へご相談ください。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)